

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項、第10条、第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態及び役職に応じて別表1の報酬を支給する。

2 役員等の出張において、交通費の実費が伴う場合には、役職員旅費規程に基づき、旅費を支払う。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、別表1に定める時期とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項、第4条第1項関係）

役職名	勤務形態	報酬額	報酬等の支給時期
会長	非常勤	年額 500,000 円	毎月 20 日 ※報酬の支給時期が休日となる場合は、その前日に繰り上げて支給する。 (支給額) 6月・12月：50,000円 その他の月：40,000円
副会長		年額 100,000 円	6月・12月
その他の理事・監事		年額 30,000 円	
評議員		年額 10,000 円	
評議員選任・解任委員		1回 2,000 円	

- ①ここで年の年額とは、4月1日から3月31日までの1年間（会計年度）の報酬額とする。
- ②年度の途中で退任又は新たに選任された評議員の報酬については、月割計算を行い支給することとする。
- ③②の場合、その月の在任日数が月の半数を超える場合は1月、半数の場合は0.5月、月の半数に満たない場合は0月として計算する。
- ④任期の途中で退任した場合は、退任後速やかに精算し、支給する。